

## 日本 CNS 看護学会優秀演題表彰に関する規程

### (名称)

第1条 本賞は、日本 CNS 看護学会優秀演題賞（以下、優秀演題賞）と称する。

### (目的)

第2条 本賞は、専門看護師による先駆的な研究や実践報告であり、専門看護師の発展に寄与すると認められるものを優秀演題として選出することを目的とする。

### (表彰の対象)

第3条 日本 CNS 看護学会において発表された口演および示説演題の中で、最も秀でており、専門看護師の発展に寄与すると認められる演題の筆頭者および共同研究者に授与する。

### (選考方法)

第4条 表彰の選考に関する細則は別に定める。

### (表彰の時期)

第5条 表彰は当該年度の日本 CNS 看護学会内で行う。

### (運営)

第6条 本規程に定めるもの他、運営に必要な事項は別に定める。

### (附則)

この規程は、令和2年7月4日より施行する。

## 日本 CNS 看護学会優秀演題賞選考に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、日本 CNS 看護学会優秀演題表彰に関する規程第4条（選考方法）に基づき、「日本 CNS 看護学会優秀演題賞」の選考に関し必要な事項を定める。

### (作業班の設置・選考員の構成)

第2条 大会長は選考に関わる作業班（選考ワーキンググループ、以下選考 WG）を置く。

2. 選考 WG のメンバーは、大会実行委員で構成する。
3. 選考 WG のリーダーは大会長とする。
4. 選考 WG のリーダーおよびメンバーが候補者となる場合、選考に加わることができない。

### (選考)

第3条 選考基準は、「専門看護師による先駆的な研究や実践報告であり、専門看護師の発展に寄与すると認められるもの」とする。

2. 別に定める選考基準を用いて合議により受賞候補の演題を若干数選出する。

### (表彰)

第4条 受賞者には大会長より賞状と副賞を授与する。

### (附則)

この細則は、令和2年7月4日より施行する。

## 日本 CNS 看護学会優秀演題賞選考基準

- 1) 研究や実践報告としての体裁が十分に整っている
  - 2) 研究の場合は、その成果や得られた知見が十分に示されている
  - 3) 実践報告の場合は、専門看護師としての実践の意義や課題が十分に示されている
  - 4) 研究や実践報告の内容から、発展性及び将来性が期待できる
  - 5) 1)から4)の基準をすべて満たしている
- 採択が決定した演題中から、選考 WG は受賞候補の演題を選出する
  - 複数の候補が挙げられた場合、選考 WG 内の合議によって受賞候補の演題を若干数に絞る